

岩手県告示第368号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第1項の規定に基づき、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり完了する。

平成21年4月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共下水道の名称 一関市特定環境保全公共下水道
- 2 工事の区域 一関市川崎町薄衣字如来地12番10、26番3、35番1、35番2、37番、43番2、43番4、43番5、45番3、48番4、48番5、48番7、51番3及び57番4地先
- 3 工事の内容 終末処理場の設置
- 4 工事の完了の日 平成21年4月7日